

バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業（新規）

1 事業の目的

バイオマスの利活用については、平成14年12月に閣議決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、バイオマスの利活用に対する関係者の理解を醸成しつつ、地域の創意工夫を凝らしたバイオマスの有効利用を積極的に推進することが求められている。

また、本年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、平成22年までにバイオマスタウンを500程度構築し、二酸化炭素を100万トン削減することが目標値として掲げられている。

バイオマスタウンの構築を推進するためには、バイオマスのエネルギーや製品としての利活用が地球温暖化を防止する効果があること、バイオマスを資源として利活用し、循環型社会を構築していくことの意義等について広く周知するとともに、バイオマス利活用の取組が目に見えて効果を発現するものではないことから、バイオマス利活用の取組を継続的に長期に渡って率先していく人材の存在が必要である。

このため、地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマスの利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発を実施し、バイオマスタウンの構築を強力に推進する。

2 事業内容

- (1) バイオマスタウンの実現に向け、地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成
- (2) バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発
- (3) バイオマス利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催

3 事業実施主体 民間団体

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成18年度から平成21年度

6 平成18年度概算決定額 60,775千円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室（03-3502-8466（直））]